

産業構造審議会  
保安分科会 第1回火薬小委員会  
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会  
保安分科会 第1回火薬小委員会  
議事次第

日 時：平成24年11月21日（水）16：00～17：45  
場 所：経済産業省103共用会議室（別館1階）

1. 開 会

2. 議 題

- ①議事の運営について
- ②産業構造審議会保安分科会の役割及び当面の検討課題について
- ③産業構造審議会保安分科会火薬小委員会について
- ④産業構造審議会保安分科会火薬小委員会関係WGの設置について
- ⑤動物生態調査遠隔測定発信器の今後の対策について
- ⑥最近実施した主な施策等について
- ⑦その他

3. 閉 会

○宮地火薬類保安対策官 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安分科会第1回火薬小委員会を開催させていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員15名の中、2名の方が代理でのご出席をいただいておりますが、定足数の過半数に達しております。

本日の会議につきましては、公開により取り行われること、配付資料、議事録等につきましても後ほどご紹介する資料1「議事の運営について」により、その内容をお諮りいただいた上で、原則公開させていただきますことをあらかじめご了解くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大臣官房商務流通保安審議官の豊永からご挨拶をさせていただきます。

○豊永商務流通保安審議官 ただいまご紹介いただきました豊永でございます。初めての方もおられますので、改めてご挨拶申し上げます。

ここに商保審と書いてあるのですがけれども、私、9月19日まで商務流通審議官とっておりました。小売とかクレジットとか製品安全などを担当しておりましたけれども、9月19日から原子力保安院の原子力部門が環境省に移設になりましたものですから、産業保安部門を担当するというので、新たに商務流通保安審議官、略して商保審と省内では呼ばれております。よろしく願いいたします。

私、10年ほど前に航空機武器宇宙産業課長というのを担当しておりまして、武器等製造法の関係では火薬の製造所にも何ヵ所か行かせていただきました。神奈川にあった工場、北関東にあった工場、また中国地方にあった工場、3ヵ所ほど行ったのを覚えておりますけれども、いずれも製造の現場だったわけでありますので、使用の現場とかそういうところについても今後は勉強していきたいと思っております。

新しい組織が発足しましたけれども、これまで総合エネルギー調査会で皆様には火薬についてのご審議をいただいておりますが、今般、新たに産業構造審議会という中で火薬小委員会が保安分科会のもとに作られたわけです。保安分科会の委員を兼ねていらっしゃる方々も何人かいらっしゃるの、長い話はしませんけれども、先般、11月6日、保安分科会が開かれまして、今後この分科会を中心に幾つか専門的な小委員会を作って、産業保安全般にわたる議論をしていただくということが申し合わされております。

特にその時、分科会長からは、東日本大震災を経験したことを踏まえての自然災害への

対応、2つ目には、最近の事故の発生状況等々を踏まえた今日的保安のあり方についての議論、3つ目には、新しい技術なり新しい使用方法等々、これまで想定していなかったようなことに対しても積極的に対応するという3点を柱に分科会、一緒に進むべき小委員会の運営が進められるのが適当ではないかというご議論だったのではないかと考えております。ぜひこの火薬小委員会におかれましても、その3点を中心に幅広くご議論いただければと思っております。

自然災害については、私が担当する以前でありますけれども、既に自然災害における対策について、前の火薬部会でおまとめいただいておりますので、広く関係者に実際の現場感覚も入れた周知徹底を図っていきたいと思っておりますし、最近の事故発生状況からしますと、大きな事故こそそんなに増えていないように思いますが、情報収集体制が少し進んだせいか、事故件数は伸びているということでございますので、私どもはそれを看過してはいけないのではないかと考えております。ゼロというのはなかなか難しいかもしれませんが、そういったものが限りなく少なくなるように努めたいと思っております。

新しい事態に対応するという点でも、今日も早速ご審議いただくことになっておりますけれども、火薬はいろいろなところで有用なものとして使われている事態が増えてございます。一方で、先ほど鶴田会長からは使わない事業者が増えているというご指摘もいただきましたけれども、時代の中でどういうところに火薬が使われ、また、使われなくなったとすればどういうところなのかも含めて、少し掘り下げてみたいと思っております。

最初に長い話をしてしまいましたけれども、忌憚のないご指摘をいただきながら、小川委員長を中心に、私どもに適切なご指導を賜れば幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○宮地火薬類保安対策官　　ありがとうございました。

続きまして、後ほどご報告させていただきますが、本火薬小委員会設置と合わせまして、火薬小委員会委員長として小川委員が指名されております。

初めに、小川委員長より一言ご挨拶していただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

○小川委員長　　先ほど審議官からお話もありましたように、先の保安分科会で分科会長から火薬小委員会の委員長に指名されました小川でございます。今までも総合資源エネルギー調査会の火薬部会の部会長をしておりましたので、引き続いてやれということですので、またご協力をよろしくお願いいたします。

新たに火薬小委員会になったのですけれども、従来からのいろいろな懸案事項もありますので、引き続いてそれを審議するということになりますが、特にこの小委員会では火薬類の保安に関する重要事項を調査審議するということになっておりますので、皆様におかれましては忌憚のない活発なご意見をいただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮地火薬類保安対策官　　ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては小川委員長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○小川委員長　　それでは、以後の議事進行につきましては私のほうで行ってまいりたいと思ひます。

まず、議事に入る前に事務局から配付資料の確認をお願ひいたします。

○宮地火薬類保安対策官　　まず最初に座席表、その次に火薬小委員会委員名簿になっております。次に、資料に入ってまいりまして、議事次第、資料1、資料2になります。資料3と資料4になります。資料5がホチキスで留めてありまして、資料6、資料7と資料8がそれぞれになります。その後、参考資料1と2が付いております。

資料は以上になります。もし不足の資料等がございましたら、事務局までお声をかけていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小川委員長　　資料のほうはいいでしょうか。それでは、本日の議事に入りたいと思ひます。

最初の議題は、議事の運営についてです。事務局から説明をお願ひいたします。

○金地火薬専門職　　それでは、資料1に基づきまして、本議事の運営について確認させていただきます。

本小委員会の議事の運営については、以下のとおりといたします。

1. 議事は原則公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は委員長の判断で非公開とすることができるものとする。

2. 会議の配付資料及び議事録は、原則として公開とする。また、議事要旨は速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、委員長の判断で配付資料、議事録または議事要旨の一部または全部を非公開とすることができるものとする。

以上でございます。

○小川委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

特にございませんようですので、それでは、次の議題2、産業構造審議会保安分科会の役割及び当面の検討課題について、事務局から説明をお願いいたします。

○岡部鉦山・火薬類監理官 資料2をご覧ください。私、鉦山・火薬類監理官、岡部と申します。よろしくをお願いいたします。これまで保安課で火薬類については見ておりましたけれども、組織の変更とともに、鉦山保安とともに火薬類を私のほうで見るということになりましたので、よろしくをお願いいたします。

従来、総合資源エネルギー調査会におきまして火薬部会という形で設置されていたわけでございますけれども、原子力安全・保安院の廃止に伴いまして保安関係の調査審議を行う産業構造審議会に移ることになりました。こちらで保安分科会という分科会が設置され、その下に従来の火薬部会の役割をする火薬小委員会が設置されることになりました。これについてはまた後の議題で詳しくご説明したいと思います。

産業保安関係の調査審議をいたします保安分科会におきまして、先ほど商保審から挨拶の中で触れさせていただきましたが、3つの点、自然災害への対応、産業事故、保安義務違反への対応、新たな課題への対応ということで、この小委員会も当面の課題という形で進めさせていただきたいと考えております。

また、後ほどの議題で自然災害への対応の状況、事故の状況、新たな課題として、本日は動物生態調査用の遠隔測定発信器についての審議をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○小川委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対してご意見、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。特にございませんか。では、特にございませんようですので、どうもありがとうございました。

それでは、議題3、産業構造審議会保安分科会火薬小委員会について、議題4、産業構造審議会保安分科会火薬小委員会関係ワーキンググループの設置について、まとめて審議したいと思います。事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

○金地火薬専門職 それでは、まず資料3に基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、火薬小委員会の設置について、平成24年9月19日付の組織改編に伴いまして、産業構造審議会に産業保安について審議する保安分科会が設けられました。

また、火薬小委員会は、産業構造審議会運営規程第13条第1項の規定に基づき、平成24年11月6日に開催されました第1回保安分科会において、当該分科会の下部組織として設置されました。

2番目といたしまして、所掌事務でございますけれども、火薬取締法の目的は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することでございます。火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取り扱いについて厳しく規制いたしております。そのような中、火薬類が取り扱われる環境の変化等から、それらを踏まえた今後の火薬類に係る保安のあり方を検討する必要がございます。

このため、第1回保安分科会において、火薬小委員会では、火薬類の取り扱いにおける技術等の基準や、関係法令における火薬類の保安に関する重要事項を調査審議することとされました。

3番目に、委員長の指名でございます。産業構造審議会運営規程第13条第3項の規定に基づきまして、保安分科会長より、火薬小委員会委員長として、小川輝繁委員が指名されました。資料3は以上でございます。

引き続きまして、資料4でございます。産業構造審議会保安分科会火薬小委員会関係ワーキンググループの設置についてということで、火薬小委員会は産業構造審議会運営規程第15条第1項の規定に基づき、火薬類の特定の事項を調査させるため、以下のとおりワーキンググループを設置する。

まず、1番目でございます。産業火薬保安ワーキンググループ。

産業火薬は、土木や建設等、人々の住環境整備や人命の保護等に対し有効に使用されております。一方で、その使用や廃棄方法等については、技術の進捗や使用の環境変化等が著しく、またその性質から、使用方法等によっては重大な事故につながるリスクを有するものでございます。本ワーキンググループでは、これら産業火薬の製造、消費等に係る技術基準や保安に関するあり方について検討を行います。

2. 煙火保安ワーキンググループ。

打ち揚げ煙火や玩具煙火などの煙火は一般消費者との接点が多い分、その消費方法等によっては一般消費者が事故に遭遇するリスクが高い火薬類でもございます。

本ワーキンググループでは、これら煙火の製造、消費等に係る技術基準や保安に関するあり方について検討を行います。

3. 火工品検討ワーキンググループ。

火薬類取締法では、火薬類を明示的に定義し、その取り扱いについては許可制とし、厳格な管理を行っております。一方で、災害の防止及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる火工品については適用除外火工品として指定し、市場の活性化を図っているところでございます。

本ワーキンググループでは、適用除外火工品への新規指定提案に関して、科学的知見に基づいた合理的な判断によりその安全性の評価等を行います。

#### 4. 特則検討ワーキンググループ。

火薬類の製造や保管方法については、火薬類取締法及び関係法令においてその技術基準が定められておりますが、特定の場合において、事故等の危険のおそれがないものとして認められた場合に限り、それぞれの程度に応じた基準を認めております。

本ワーキンググループでは、これら特則承認を行うに当たり、科学的知見に基づいた合理的な判断により安全性の評価を行ってまいります。

その次のページに、火薬小委員会と各ワーキンググループで調査審議する事項を整理させていただいているところでございます。

まず、火薬小委員会におきましては、火薬類に係る安全のあり方など火薬類の保安に関する重要事項の審議をお願いする。それと、各ワーキンググループの調査審議に属さない事項をご審議いただくということで考えております。

各ワーキンググループの役割ですけれども、産業火薬保安ワーキンググループにおきましては、ただいまご説明いたしましたとおりの内容の審議をお願いするというので、火薬類の製造、消費に係る技術基準と、省令に係るような件、省令以外の案件という形で整理いたしているところでございます。省令改正未満の案件につきましては、ワーキンググループでの審議を政策に反映させていただく。省令の改正を伴うような案件又はそれ以上につきましては、小委員会のご審議をいただきながら進めていくという形で考えております。

それから、煙火保安のワーキンググループに関しましても、同じように省令に関わるような案件以上につきましては火薬小委員会のご審議をいただきながら進めていく。それから、省令未満の案件は煙火保安ワーキンググループの範囲内で政策に反映させていただくという形で考えているところでございます。

それから、火工品検討ワーキンググループ、特則検討ワーキンググループにつきましては、基本的に適用除外火工品の審議であるとか、各特則承認の審議という形になりますの



で、ワーキンググループの結果をもって政策に反映させていただく。

それぞれのワーキンググループで検討いたしました結果は、基本的に直近の小委員会にご報告させていただくという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○小川委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。今までの火薬部会の小委員会をそのままということですので、特にご意見がございませんでしたら、今日お決めいただきたいのは、議題4につきましてご異論がなければ、当該案のとおり、小委員会の下に各ワーキンググループを設置するというところで了承したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、どうもありがとうございます。これは了承されたということにいたします。

それでは、議題5、動物生態調査用遠隔測定発信器の今後の対策について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮地火薬類保安対策官 資料5をご覧ください。動物生態調査用遠隔測定発信器の今後の対応案ということで、「1.」から順番に説明させていただきたいと思います。

#### 1. 検討の背景。

(1) 中型から大型の野生動物の生態調査を行う際、動物の位置情報等をGPS等を用いて遠隔で測定する首輪型の発信器が使用されるケースがあります。これら発信器のうち、動物の首に装着されたものを遠隔操作で取り外す、ドロップオフをすることができるものがあります。このドロップオフの機構に火取法上の火薬類を用いた製品がありまして、それら製品が火取法の所要の手続が取られないまま輸入、販売され、市場に出回っているとの情報がありました。

ここではA社とっておりますが、国内で流通している発信器につきまして輸入代理店を通じてその製造元に確認したところ、この発信器には火取法の爆薬に該当するジニトロレゾルシン鉛が約20ミリグラム使用されていることがわかりました。

現状、2-1 発信器の特性と火取法との関係。

(1) この資料の中では火薬や爆薬を使用しているものを発信器とっておりますが、発信器につきましては、主にGPSやメモリー等が搭載され、緯度、経度、標高等の位置情報、気温、活動状況等を測定、記録することができる装置があります。中型から大型の野生動物に対しては主に首輪型をしていて、これらが野生動物の生態調査を行うために使用

されております。

下の図が動物の首に取り付けて使用されているものを表しております。上の図になりますけれども、上下にボックスがありまして、上の方のボックスにはGPS機能が付いたものがあります。下のほうのボックスには電池とドロップオフ機能がついておりまして、ちょっとわかりにくいのですが、ドロップオフ機能は下のボックスの奥のほうに金具がついているのですが、その金具が外れることによって首輪が外れるといった仕組みになっております。

(2)になります。発信器にドロップオフ機能を搭載させる主な目的としましては、発信器のメモリーに保存されたデータの回収ですとか、発信器を取り外すことによる動物の負担軽減等があります。このドロップオフの作動される方法には、無線による遠隔操作によるものと事前に動作時期を設定できるもの、あるいはそれらの両方を兼ね備えたものなどがあります。

(3)に行きまして、発信器の構造を大別いたしますと、樹脂製の首輪の躯体にGPSやメモリー、無線発信装置等が備えつけられた部分と、先ほどの図の上の部分になりますが、バッテリーや備えつけられた部分、今度は下のほうですが、離脱装置と言っていますが、バッテリーやドロップオフ機能がパッケージされたカートリッジ部分に分かれております。市場では、この図にあるように、発信器、交換可能なカートリッジ部分もそれぞれ販売されております。このうち、火薬類が搭載されている離脱装置も火取法の火工品に該当してきます。

2ページに行きまして、先ほどお話ししました離脱装置ですけれども、別売りされておりました、使用済みのものと交換することで発信器を繰り返し使用することができる製品もあります。

(4)に行きまして、発信器は動物の首に装着され、およそ半年から2年の間、当該動物の生態調査等に使用されます。調査が終了した発信器はドロップオフ機能によって動物から取り外され、その後、回収されることとなります。

2-2に行きまして、国内のニーズについてです。森林資源ですとか農作物の野生動物による食害、特にシカなどによる農作物の被害等が社会問題化しております。平成19年には鳥獣被害を防止する施策を推進するため、特別措置法が成立しております。さらに、被害の深刻化等に鑑みまして、本年3月にはその一部が改正されております。野生動物による被害を防止するに当たりまして、動物の駆逐を目的とした生態調査の重要性が増して

おり、それらの調査の有効なツールとして当該発信器の国内販売台数は近年増加傾向にあります。

発信器につきましては、ここでは詳細には記載しておりませんが、輸入代理店を通じて入ってくるものと、使用される方、火取法では消費者と言っておりますが、消費者の方が直接輸入されるものがあります。輸入代理店からの情報によりますと、国ですとか都道府県、大学等を中心にこの10年間で約500台が既に国内で販売されていると聞いております。

3. これまでの審議状況についてです。現在の委員会の前身、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬保安分科会の下にあります産業火薬保安小委員会第7回を今年の8月30日に開催しておりますが、ここで農作物の被害対策を行っている関係者からの要望ですとか、鳥獣による被害に対する法律の一部改正等の社会的要請を踏まえまして、A社の発信器につきまして、使用されている薬種、構造をもとに安全性を評価し、現行の技術基準等を見直す案をご提示いたしました。発信器につきましては、私どものほうで他に2社の輸入が確認されております。B社、C社と申しますが、B社、C社の発信器に関する情報もその後収集いたしまして、8月の委員会でのご意見とあわせまして、無許可消費等の基準等を改めて見直ししております。

次に「4.」につきましては、その委員会で委員長のご了解済みの内容を記載したものになっております。また、内容の詳細につきましては、4ページの後ろに添付しておりますが、別添に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

4. 技術基準等見直しの具体的方向性についてです。3つ挙げております。

まず1つ目が、無許可消費の対象についてです。

発信器の構造につきましては、使用されている火薬や爆薬の量は数10ミリグラムとごくわずかでございますが、15ミリ程度のステンレス製の部品の中に密封されて、発火によって容器の圧力が増してピストンを動かすといった仕組みになっておりますが、そういった構造等から発火に伴って火工品外部に直接的な影響を及ぼさないと考えられますので、条件を限定しつつ、許可を受けないで消費できるようにしたいと考えております。

具体的には、火取法の第25条第1項では、爆発や燃焼させようとするものは都道府県知事の許可を受けることとされておりますが、規則の49条の許可を受けないで消費することができるという規定に発信器につきましても追加することで、火薬類の無許可消費の基準を新たに追加したいと考えております。

次に3ページに行きまして、条件としまして①から③と書いておりますが、目的と薬量を限定することにして無許可消費を認めてはどうかと考えております。

次に(2)消費技術基準の整備に関してです。

火薬類の消費におきましては、技術上の基準を遵守する義務があります。ただ、現行の基準は、発信器が一時的に人の手を離れたり、場合によっては回収に時間を要するといった発信器特有の使用状況を想定したものとはなっておりません。

このため、発信器等の特有の使用状況を考慮した技術基準を整備することで消費者に適切な使用方法を義務づけ、発信器等の使用上の安全を確保させることにしたいと思っております。

具体的には、その下に技術基準を入れておりますが、火薬類の消費に関し義務づけられる技術基準を新たに規定するということで、義務づけたいと考えております。

次のページに行きまして、4ページになります。(3)火薬庫外に貯蔵できる火薬類の範囲についてです。

火薬類は原則火薬庫に貯蔵しなくてはならないということになっておりますが、火薬類を取り扱う者によって確実に貯蔵管理される一部の火薬類については、貯蔵する者の区分に応じ、それぞれに定められる数量の範囲内において火薬庫外に貯蔵できるものがあります。

発信器等に関しましても、使用されている火薬類の薬量が少なく、発火に伴う影響が外部に及ばない構造であること等から、その種類と数量を限定することで火薬庫外に貯蔵できるようにしてはどうかと考えております。

具体的には、規則の第15条第1項に表がありますが、その中のその他の火工品として告示に追加することで対応できるようにしてはどうかと思っております。

条件といたしましては、①から③にありますように、1個当たりの薬量と、販売業者や消費者が同時に貯蔵する個数に上限を設けることによって対応してはどうかと考えております。

5番のその他ですけれども、今後のスケジュールとしましては、本日も審議いただきまして了解されたとすれば、11月の下旬からパブリックコメントを行って、1月の中旬に省令や告示を改正したいと考えております。

以上です。

○小川委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して何か

ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。どうぞ、竹田委員。

○竹田委員　確認させていただきますと、1ページに問題点として、火取法の所要の手続がとられないまま輸入されていたという現実があるけれども、今ご説明いただいたところの「4.」のところ、無許可消費の対象に導入していくのだということによろしいのですね。

○宮地火薬類保安対策官　はい。無許可消費を対象にして、あと、消費する際には技術基準を課して、火薬が入っている火工品であれば、本来であれば火薬庫に入れるべきところを数量等が少なかったり発火の影響がないということで、火薬庫外の貯蔵、すなわち鍵がかかるロッカー等に保管するような形にしてはどうかと考えております。

○竹田委員　ありがとうございました。

○小川委員長　どうぞ。

○三浦委員　こんにちは、三浦です。

今、見上さんがご専門なので、こそっと聞いてしまったのですけれども、火薬が何ミリとかといわれても、一般の消費者はどのぐらい危険なものなのかとか、それを悪い人がインチキで買ってしまっただけで集めてしまっただけで、変に加工しちゃったらどんなことが起きるのかとか、そういうことが心配なわけです。でも、今聞いたら、このぐらいの量は微量だといわれたので、そうなのだ。

ただ、一番問題なのは、量とかということよりも、万が一こんなことが起こっても大きな事故にはならないとか、消費者は大丈夫ですとか、そういう情報がないと、単なる規制緩和で賛成してくださいとかといわれても、そうですか、はいと、なかなか納得できないと思うのです。ですので、きちんとルールをあれしてやるのはいいのですけれども、今わけがわからない通販とかもたくさんあるので、海外からもどんどん輸入して好き勝手に買ってしまっただけでわからないということが起こっていることも現実あるので、そこら辺のことをきちんとフォローできれば、すべて届けがああでこうということよりはいいのかなということが1点。

もう1つ心配なのは、別件でもあるのですけれども、遠隔操作は誤作動が本当になのか。心配なこととしては、電池がどうだとかというのも書いてありますけれども、発信器特有の使用状況を想定したものとかという書き添えもありますが、そういうことも全部含めて、いかなる状況があろうとも、例えばこれが山かどこかにばさっと落ちていて、何かが起こって、そこから発火するということはないのかとか、知らないがゆえに、消費者側

からすると、こうなので仮にこんなことが起こっても安全ですということをご説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○小川委員長　それでは、説明をお願いします。

○金地火薬専門職　それでは、まず前半のご質問ですけれども、資料の作り方がまずかったかなと反省いたしているところでございます。今回ご審議いただくのは、このものを無許可消費の対象としていくということでございます。火薬類取締法では、例えば輸入であるとか製造、販売はすべてが許可制になっております。我々の調査の結果では、このものに関しましては現在国内では製造は無いという状況なのですが、輸入する場合にまず輸入の許可が必要になります。販売する場合には販売の許可が必要です。譲り受けるとき、言ってみれば購入する場合、譲り受けの許可は必要になりますということで、誰がどういう形で入手するというルートはきちんと許可の範囲の中に残しておくということ。さらに、最終のユーザーが譲り受けるとき、購入する場合には、こういう目的で購入しますというのをきちんと説明した上で譲り受けの許可をとるということになっておりますので、ご懸念いただいているような不適切な形での購入は基本的にはできません。仮に嘘をついて集める人がいた状況が生じた場合にも、間に入っている販売店とか、輸入であれば、同じ人が繰り返し同じものを大量に輸入しているという形でチェックの機能が働きますので、そのようなところから未然に防止することができるだろうと考えているところでございます。

ですから、結局、適切な形をご利用いただく際に、ある特定の目的に関して、ある量までのものであれば無許可で使用していただくという枠を設定していくという本当に部分的な規制緩和になっております。

それから、2番目、誤作動の関係でございますけれども、基本的に、これはGPS機能が付いておまして、消費の技術基準のところ常にどこにあるのか確認できる形をとってくださいという条項を入れさせていただいております。ですから、使用している方は今自分の管理しているものがどこにあるかというのは常に確認いたしておりますし、そのとき条件の中には、例えば人がいるようなところでは発火させないでくださいともっておりますし、今どのような状況でどこを移動しているかというのもわかるようになっておりますので、問題があるような状況、例えばスイッチを入れたのだけれども、ちゃんと作動していない。外れれば落ちますので、場所がもう動かなくなりますから確認ができますし、首輪にも、作動させたのだけれども、発火しなかった場合には信号を送ってくる機能もついておりますので、そういう意味で今市場に出ているものに関しては誤作動を防止するこ

とができる。移動し続けている場合には、発火させたのだけれども、作動しないで移動がずっと続いているという場合には、使用者のほうですぐ対策をとっていただくという形になりますので、ご懸念いただいているような問題も生じないと我々のほうでは考えております。

○小川委員長　どうぞ、古川委員。

○古川委員　今の三浦委員と同じような意見なのですけれども、1番目の問題として、私、火薬のところをインターネットで引きましたら、火薬の作り方とかみんな出ているのです。それで、材料は理科室でも手に入るようなことまで書いてあるのです。ですから、心配のし過ぎかもしれませんが、かき集めたものとかでいろいろ作ることだって可能であるかもしれませんので、インターネットに作り方が載っていることも問題だとも思っておりますが、規制緩和もいいのですが、そのところ、消費者としては作らない人がいないとも限らないという思いもありますので、よろしく願いいたします。

○古川委員　特に子供とか犯罪に結びつくようなとか、インターネットで火薬というところを見ていて、可能性は全くないわけではないような気がしたので。

○金地火薬専門職　今回の案件とはちょっと違う観点かというのはあるのですが、おっしゃるとおり、時々マスコミの報道などにも、例えば高校生が火薬類を作っていたとかという情報も流れているというのは認識いたしております、そのようなところに関しましては、我々のほうでも、実はインターネットなどで非常に危険だというものに関しては、場合によっては、掲載されているところがわかればそこにご連絡をさせていただいて、適切な形での対応をしてもらいをお願いするというのも過去にはやっております。それから、警察の火薬担当などとも連携をとっているというのがございますので、事前に我々のほうで情報がキャッチできれば、そのようなところとの対応もやっていくということで、日ごろから警察との連携はやらせていただいているという状況はございます。

○古川委員　よろしく願いいたします。

○小川委員長　どうもありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問はございますか。この議題に対しては、こういうものができていまして、このまま放っておけば火薬類取締法違反ということですので、実情に合わせて安全な状態でいろいろ省令を改正していただくということになっております。特に今日ご審議いただいてご了解を得たいのは、まずこのものを無許可消費の扱いとすること、それから、消費技術基準を新たに設けること。今、消費技術基準でこういう方向でやるというお話もありましたけれども、これをき

ちっとやるということです。それから、火薬庫外に貯蔵できる対象火薬類とすること。この3点について、この委員会で今日ご了承を得たいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、特にご異議無いようですので、この3点についてご了承を得たということにいたします。どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、今後必要な手続を進めていただきたいと思っております。事務局から今後の手続について何かありますか。

○宮地火薬類保安対策官　これからパブリックコメントですとか内部手続を行っていくこととなりますので、その過程で若干の修正等があった場合には委員長とご相談させていただいて進めていくことでご了解いただければと思っております。

○小川委員長　それでは、議題5について、審議はこれで終了させていただきたいと思っております。

次、議題6、最近実施しました主な施策等について、事務局から説明をお願いします。

○金地火薬専門職　それでは、まず資料6でございます。平成24年の火薬類取締法関係事故についてということでタイトルを書かせていただいております。

火薬類の事故に関しましては、暦年で事故をとりまとめて分析するという形でメインの対応はさせていただいております。ことは1ヵ月半ぐらい残っているところでございますけれども、現在までに報告があった事故の内容等をご報告させていただければと思っております。

まず、災害の発生の推移でございますけれども、非常に大きなスパンでございますが、1956年の671件をピークに減少傾向になっている。下のグラフに書かせていただいているような状況でございます。近年は40件前後、過去3年間では30件前後で推移いたしておりました。ところが、本年につきましては、現在までに56件の事故の報告が入ってきているという状況でございます。

一方で、人身被害につきましては、災害発生件数の減少に伴い、死傷者数も年々着実に減少してきている。1960年までは1,000名を超えていた死傷者数も、近年では40名前後で推移しているところでございます。また、このうち死亡者数も1980年以降、ほとんどの年で1けた台、この3年間ではゼロということで推移している状況でございます。



次のページでございますけれども、この10年間を分析、もう少し詳しく整理させていただきます。直近10年間におけるA級相当の大事故は1件でございます。事故発生件数は横ばい状況でございますけれども、低水準であった過去3年間から比較いたしますと、本年は8割ほど増加いたしております。一方で、死傷者数に関しましては、低水準でございました過去3年と比較しても同水準で推移しているということを鑑みますと、人損を伴わない事故が増加していることが確認できるかと思えます。なお、2009年、平成21年1月に煙火消費の技術基準を改正いたしました。火薬類取締法施行規則が施行されまして、煙火の遠隔点火が義務化されたことにより、以後、筒ばねによる従事者の負傷者は発生いたしておりません。

もう少しわかりやすくご説明させていただきますと、煙火の打ち揚げに関しましては、筒の中に種火を入れて揚げるという形、あるいは筒の中に焼き金、熱く熱したチェーンのようなものを入れておいて、そこに花火の玉をすんと入れて打ち揚げるという、筒のすぐそばで作業をやる形が従来普通に行われておりました。ただ、このような形ですと、適正な形で打ち揚がらなかった場合、筒の中で煙火の玉が爆発するというところで亡くなる方がかなりあったという状況でございますけれども、平成21年の改正で、基本的には筒から離れて遠隔での点火といたしました。どうしても筒のそばで作業しなければいけない場合は、例えば畳であるとか、仮に筒の中で玉が爆発しても直接人に被害が及ばない形での防護措置をとった上でやってくださいという形の改正をさせていただいております。その結果として、筒ばねによる従事者の方の負傷は発生しなくなるという形になっております。

下に棒グラフと折れ線グラフで事故の推移の状況を整理させていただいております。まず、先ほどの説明の中にごございましたA級相当の事故1件でございますけれども、実はこの件は2003年、平成15年に煙火の製造工場で爆発事故がございました。その日現場にいらっしゃった従業員の方、9名だったのですが、すべての方が亡くなっております。その結果、実際には何が行われていたのかというのはなかなかわかりにくい状況になってしまったのですが、当時の事故の状況であるとか関係者の方などのお話を伺い、後日行われた事故調査の結果といたしましては、通常置いてもいいとされている量、あるいは置いてもいいとされている場所以外の場所にもかなりの火薬が置かれていたのではないかと、煙火の原料であるとか煙火の玉が置かれていたのではないかと考えられているところでございます。

この件に関しましては、その事故の後、関係の団体であるとか私ども、あるいは自治体

から、きちんと法令を守っていただくということで煙火関係者の方にも注意喚起をさせていただいております。この事故は、このようなこともあるので十分注意してくださいということで未だに教訓とさせていただいているところでございます。

それ以外にも、この年には亡くなった方3名、いずれも煙火の関係だったのですけれども、筒のわきで作業されていたということで、先ほど申しました筒ばねで亡くなった方が3名。それから、打ち揚がらなかったのも、筒がどうなったのかと筒をのぞいた瞬間に玉が揚がってしまって亡くなった方がお1人ということで、合計13名の方が亡くなっているという状況でございます。

それから、過去に比べれば低い水準で推移しているとはいえ、亡くなった方があった事故が2005年、2006年、2008年、2009年に発生いたしております。比較的多いのはやはり煙火の関係の事故でございますけれども、2008年、3名の方が亡くなっているのですが、このときには映画関係者の方がご自宅に違法に火薬を貯蔵しておられて、かつ、ご自宅で火薬の配合をしておられたという状況で起こった事故もでございます。この件に関しましては、私どもから映画関係者であるとかテレビの関係者にも注意喚起をさせていただくと同時に、自治体のご協力で保安教育のご案内をそのようなところへ出させていただく。それから、煙火協会さんのご協力で保安教育を充実させていただくということで対応していただきまして、従来、この分野の方はなかなか把握しづらい分野であったのですけれども、最近ではこういう分野の方も煙火協会の会員になっていただいて、保安教育等をきちんと受けていただける状況もできてきているということで、状況を少しずつ改善しているというのが今の状況でございます。

それと、資料のミスがございまして、今みていただいておりますグラフの軸のところ、一番上に事故件数と死傷者数と書かせていただいているのですが、この表記が逆になっていました。左側の軸の上が事故件数、右側の軸が死傷者数でみていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本題に戻りまして、今年度の事故の状況を続けさせていただきます。3ページ目でございますけれども、今年につきましてはA級事故は発生いたしておりません。ただ、B級事故が昨年と同様、3件発生いたしております。

また、今年度の事故の発生状況の特徴でございますけれども、未着火玉であるとか黒玉といった煙火の玉に起因すると思われる事故が多く発生している傾向があります。

B級事故3件につきましては、下の表に整理させていただいております。私ども、事故

措置マニュアルというのを作って事故に対応させていただいているところがございますけれども、同じ場所、例えば工場であっても煙火の打ち揚げの現場であっても、同じ現場で1年以内に事故を繰り返した場合、C級事故であってもB級事故にするというルールがあります。その関係で、実際の事故の内容としてはC級事故でございましたけれども、2件がB級事故になっている案件がございます。いずれも花火大会での事故でございます。

それから、3番目の事故は高校の学園祭の花火大会で、通称小型煙火と言われているのですけれども、通常の打ち揚げ煙火よりも小さいサイズの玉を複数、1度に連続して上がるような形で作り込んだものでございます。最近使用が少しずつ増えてきているものでございますけれども、これを使用していた最中に1本の筒が破裂、その衝撃で固定が緩んでしまったということで、7名の生徒さんが負傷されている事故でございます。

一番最後のページには、過去の事故の統計を見ながら、今年の事故の傾向を下の段に整理させていただいているところがございます。過去の未着火玉、黒玉の割合に比べて、今年はそのようなものが増えている。それから、火災と書かせていただいておりますけれども、内容的にはその多くは、花火大会は河川敷等で行われておりますので、下草が燃えたとか、周囲の枯れ木が燃えたという案件が多いのですが、そのようなものが増えているという状況でございます。

資料6につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料7のご説明をさせていただきます。火薬類の自然災害への対策に関する検討状況について、昨年発生いたしました東日本大震災の関係であるとか、奈良県で発生いたしました、2級火薬庫が山崩れで流出して、中に貯蔵してあった火薬類が流出した案件につきまして、今年の3月に火薬類の自然災害対策について整理させていただいたという報告書がございます。

ただ、この報告をさせていただいた段階では、地震であるとか津波に関します詳細な情報はまだ出てきていなかったという状況がございまして、具体的な今後の対応は触れられておりません。

昨年の東日本大震災を契機といたしまして、内閣府であるとか地方自治体で地震、津波対策関連の検討が進められてきているという状況もございまして、地震であるとか津波に関しまして、新たな知見の公表等も昨今では進んできている状況がございまして、

このような情報を受けて、各火薬メーカーで適切な対応がとられているのかどうか、また、地元自治体との連携を行いながら対応が検討されているのかどうかということで、私

どもの各産業保安監督部を通じまして、各管内の火薬類の製造所に関する情報を収集するというので、下に書かせていただいている調査項目について調査を行いたいと考えているところでございます。

具体的なスケジュールといたしましては、年末には発送させていただいて、年明けに回収させていただくということで考えておまして、次の火薬小委員会でご報告させていただくことを考えているところでございます。

資料8につきましては、前回の火薬部会以降、私どもで行いました主な施策につきまして書かせていただいているところでございます。

(1)といたしましては、先ほどフォローアップのご説明をさせていただきました火薬類の自然災害対策についての報告を3月30日でとりまとめさせていただいたということ。

(2)といたしましては、火薬類取締法の規則の一部を改正する省令等についてということで、火薬類取締法では火薬庫をつくる際に、このような形で作ってくださいという技術基準が細かく定められておりますけれども、従来設置ができていた地上式1級火薬庫であるとか覆土式火薬庫に加えて、地下に設置する火薬庫の技術基準を定めさせていただいた。あるいは、発破の消費に関する技術基準の緩和をさせていただいたということで、5月22日に規則の改正を行わせていただいています。

(3)といたしましては、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示ということで、航空機用のエアバッグのガス発生器につきまして、既存の告示を改正いたしました。9月12日の告示でございます。

以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。それでは、今、火取法関係の事故の状況と自然災害への対策の検討状況、前回の火薬部会以降で行われた主な施策についてご報告があったのですが、何かご意見、ご質問ございますか。どうぞ、東嶋委員。

○東嶋委員　　東嶋です。ご説明ありがとうございました。

前回の部会の時にもお尋ねしたのですけれども、資料6の2ページ目のグラフの2008年のところで、映画、テレビ関係者の方の事故ということでご紹介いただいたのですが、前回ご質問させていただいたときに、自宅で火薬の配合をしていたということなので、こういった関係者の方が容易に火薬を入手して配合したりできるのかちょっと疑問に思いまして、そのことについての抑止対策といいますか、事故を起こした方々につきましては煙火協会の会員様になっていただいて、教育を受けて改善されているということは承知した

のですが、入手について何か抑止できるような対策はあるのでしょうか。

○金地火薬専門職　　実は煙火の場合、法令では、火薬類取締法では、譲り受けの際に譲り受けの許可は必要ないという形になっておりまして、そういう意味では入手はできるというのはございます。ただ、まず自宅とかに貯蔵できる量は制限がかかっておりまして、火薬類は基本的には火薬庫に貯蔵する。ただし、庫外に貯蔵できる量は制限がかかっているというのがございます。

それから、事故を起こした方に関して保安教育ができるようになったというのではなくて、実は私ども、煙火協会、自治体などと協力して行っておりますのは、実際に火薬類を取り扱っておられる方に対する保安教育を徹底していく、あるいは意識をきちんともっていただくような形にしていくということで、現在、煙火協会の会員になってくださっている方、保安教育などを受けてくださっている方も、事故を起こした方ではなくて、取り扱っておられる方ということで行っておりますから、そういう意味では取り扱いを行われる方に関してはきちんと法令を守っていただくような形での教育は行っている状況でございます。

譲り受けに関して、譲り受けの許可がなくても譲り受けられるというところをご懸念のネックになってくるのかなというのがあるかと思うのですが、結局煙火の場合、まず打ち揚げ花火のような大きな煙火と玩具煙火に分かれておりまして、玩具煙火に関しましては、流通の形態などを考えても、従来、過去から行われていた部分もございますので、これは一定量以下であれば販売の許可も必要ないという形にはなっております。普通の煙火、大きな花火の玉のようになってまいりますと、これは販売の許可を持っていないと販売ができない。ですから、輸入する場合、あるいは製造する場合、販売する場合、全部許可制になっています。ですから、許可をもった人がまず適切な形でビジネスを行っていただくというのが基本的な考え方になっているところではございます。

○小川委員長　　いいでしょうか。

○東嶋委員　　事故後、こういった業界の火薬を扱う方々には保安教育をされているところではわかりました。だけれども、それで全部カバーされるわけではないですね。それで今後もこういった方々の中で知識をもたない方は容易に入手できて、配合したりして、事故が起こる可能性があるのでしょうか。それとも、今、保安教育をしていただいている方々は、こういったテレビ、映画関係者で火薬を扱う方々も全員カバーしているとみなせるのですか。

○金地火薬専門職　　まず、配合を行うという行為が入ってまいりますと、これは火薬の製造行為になりますので、製造を行う場合には許可が要ります。ですから、本来、玩具煙火であっても、買ってきたのをほぐすと火薬類取締法の製造に当たりますので、法令に違反しているという形になりますから、そこは法令できちんと縛ってあります。それから、例えば玩具煙火であれば消費の許可は要りませんが、花火の玉であれば、ある一定の量、無許可消費の部分はございますが、基本的には消費の許可がないと消費できないという形になりますので、そこも法令で縛ってあります。

火薬の取り扱い自体に関しては、基本的には法令で縛ってあると考えていただいているのですが、例えば、嘘をついて偽って買う人をどこまできちんと捕まえることができるのかという話に関しましては、煙火を実際に取り扱っていらっしゃる方が責任をもって対応していただくような仕組みになっています。

○三浦委員　　悪い人に使われるとあれですね。

○金地火薬専門職　　おっしゃるように、最初から犯罪に使いましょうかという方に関しては、火薬類取締法とは別に、爆発物取締罰則というのがあって、そちらで縛ってあるというのもございますので、二重にというか、いろいろな観点から規制がかかっているという状況ではございます。

○小川委員長　　いいでしょうか。

○東嶋委員　　はい、わかりました。

○小川委員長　　ありがとうございます。他には何かございますか。どうぞ、見上委員。

○見上委員　　資料5のさっきの動物の発信器なのですけれども、3ページを開いていただくと、技術基準で発信器等に特化した事故というのがあります。3つ目のポツなのだけけれども、要は、貯蔵はわかるのだが、発信器が点火後、仮に発火しない場合、用をなさないうとき、廃棄が絶対出てくると思うのだが、67条の規則の廃棄の基準でカバーできるかどうか、その辺もお考えいただければありがたい。というのは、日火連は当然、例の鉄砲の弾は廃棄の基準にのっとってやっていますけれども、さっき先生に聞いたら、ドロップオフさせる指令の電波が届くのが多分200～300mだろうと。だから、全部落ちてくれればいいのだけれども、そういう時のためのことも考えておいたらいかがかと思って申し上げます。

○宮地火薬類保安対策官　　これは消費をする人の技術基準なのですけれども。

○見上委員　　ただ、その後に回ってくることもあるだろうとか。

○金地火薬専門職　　今考えておりますのは、廃棄に関しましては、他の火薬類と同じような形での廃棄ということで大丈夫かと。

○見上委員　　解体するということでしょうか。

○金地火薬専門職　　解体すれば確実だと思うのですが、そのまま炉に投じていただいても大丈夫だと思います。形は自動車の火工品などに非常によく似た構造でございますので、自動車の部品メーカーから供給がされているものもございましたので、そういう意味では同じような扱いで大丈夫だと思います。

○見上委員　　わかりました。ありがとうございます。

○小川委員長　　他に何かございますか。どうぞ、三浦委員。

○三浦委員　　これはこの委員会が適切かどうかあれですけれども、今の発言で、資料6の消費中の事故のことで、高校の文化祭、ありがちなお話なのです。夏、浜辺で集まって盛り上げるとか、学園祭で花火をばんばん上げて盛り上げるとかというのはやりたい盛り上げとか、気持ちは重々わかるので、こういうところの利用者の消費者教育にももちろんつながってくるところなのですけれども、やっている側が意図的によくわかりもしないのに、がんがん連発してしまおうみたいな感じになってしまってやったりするのはすごく危険なことです。学校には本来先生がいるので、先生が注意すればいいのですけれども、先生自体がこういうことがよくわかっていないわけだから、このようにするといかに危険かとか、そういうのは煙火協会さんで何かご指導とか、パンフレットを配るとか、買った花火が事故が起こったら、SFマークがついていれば云々というのはわかります。ではなくて、これは当然使う側が注意しなければいけない。要するに、消費者側の誤使用とか意図的な失敗というのはあるのですけれども、やはりその辺は、

○小勝委員　　そうですね。おっしゃられるように、事例が起きてそういうことがわかった段階では、高校でできる範囲はこうですとか、そういう指導はあるのですけれども、何にも段階でいちいち全部という形ではなかなかし切れない。ただ、あった事例を、こういうことがあったのでということと、あるいは煙火協会とかはいろいろな方から問い合わせが入ることがございます。そういうときに、やはり協会の職員等がこういう事例があるということを頭に入れておりますので、例えば線香花火みたいなのを高校でやってみたいという話については、基本的には難しいですという話と同時に、もしやられるのであれば、限られた量で、やっていい量も当然あるとは思っておりますけれども、その場合、ただ、ちゃんとした化学系の先生のご指導のもとできっちりやらないと無理ですとか、どなたかそう

いう人を紹介してくださいという話があった場合とか、できる範囲では対応しているのですが、何にもない状況でこれは危ないです、やめましょうということをいうというのはちょっとやりようがないというか、逆に何にもないのにやってしまうと、そんなこともあるのというのもあるかもしれないし、難しい点であろうとは思いますが。

ただ、そういった意味で、我々としても広報の部分で、安全に使っていただくということと、花火に対して理解をいただくという範囲からも、できる範囲の対応はしていきたいとは思っております。ただ、具体的に今おっしゃられたような形でというのは、やり方を逆にいろいろお教えいただきながら、できることとできないこととあろうと思っておりますので、こういう委員会で、それがその場でいいのであれば、ご意見をいただければ、それを何とか生かしていくこともできるのかとは思いますが。

○飯田委員 その前に、三浦委員の誤解があるようなので。ここにある小型煙火というのは、そもそも許可が必要な、専門の業者が打ち揚げるべきものなのです。ですから、高校生が勝手に自分で買ってきて揚げているものではありません。

○三浦委員 許可が要って、専門家がやっていたのだけれども、事故が起きましたと。

○飯田委員 そういうことです。小型煙火といわれるものは大体中国製なのですけれども、できが悪くて、毎年数件こういう事故が起きています。それに関しては、煙火協会では数年前から対策はいろいろ考えられているのですけれども、なかなかおさまらないという状況です。

○三浦委員 でも、消費者庁の事故の情報のページとか、こんなことに注意しましょうとか、夏休みが起きる前とか、例えば学校で何かあるとか、そういういろいろな他の展開もできるので、経済産業省内だけでどうこうしようということではなくて、何回か申し上げたかもしれないけれども、やはり連携で、事故は本当に思わぬところで起きたりするし。飯田さん、ありがとうございます。私の知識不足だったと思いますけれども、これだけみてしまったら、そんなことがあったのだという感じでどうしても終わってしまうので、そうではなくて、1回でも起きた事故は、やはり再発防止は扱う側からすればとても大切なことだと思うのです。本来花火とは楽しいものだから、変な誤解をして、危ないからもう絶対校内では使用禁止となったら嫌ではないですか。そうではなくて、きちんと使っていただくためにはこうで、なぜならこんな事故もありましたということを他省庁、例えば文科省なども、学校が舞台であればちゃんと知らせるべきだとも思いますし、そのように連携して、極力、広報の窓口は1つではないということやっていただけたら、より



理解が仰げるのではないかと思います。これは提案です。

○金地火薬専門職　　実は学校を取り巻く煙火の関係という意味では、大きく分けて3通りぐらいありまして、まず玩具煙火をお子さんがご使用になるという案件と、ちょっと学年が上がってくると、理科の実験とかで線香花火を作ってみましょうかという場合、それから、学園祭などでちょっとした花火大会みたいなのをやってみようかということかと考えます。

まず、実際に生徒さんがご使用になる玩具煙火に関しましては、先程おっしゃいませんでしたけれども、煙火協会さんと消防庁さんなどが協力されながら、消防の方が消火の話などをされるときに、一緒に玩具煙火の取り扱いなどのパンフレットであるとか指導するのに協力してくださっています。

それから、理科の実験で行われるものに関しましては、一昨年、高校の理科部がつくった火薬の玉が夜中に発火したという事故があったりしたものですから、これは文部科学省などを通じて各学校に周知してくださいということで、私どもから注意喚起の文書を出させていただいたという対応もいたしております。

それから、今回B級の事故という形で出ております高校の花火大会の件は、まさに消費の許可をとっていただいて扱っていただかなければいけない花火になりますので、そのようなときには譲り渡しをされる業者の方もどのような形で取り扱われるのかというのもきちんと確認されますし、自治体からも安全な使い方をするというのを条件に許可を出すということ、それから、実際の取り扱いもきちんとやっていただける方が当然ついていらっしゃるという状況がございます。今回不幸にも生徒さんが巻き込まれる事故が起こっておりますが、いろいろな観点からチェックを入れながら、注意喚起等も行いながら対応させていただいているという状況でございます。

○三浦委員　　どうもありがとうございました。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。他にございますか。どうぞ、古川委員。

○古川委員　　今の学校の例ですけれども、許可が必要なものでこういう事故が起きてしまっているということでちょっと怖いのですが、やはり中国製ということで、花火は買ったことはないですが、私も安いので100円ショップとかでいろいろ買ってしまおうのですが、花火の場合はやはり余り安いものは買わないほうがいいのでしょうか。そういうわけでもないのでしょうか。何かこれ、許可が必要で、それも学校でこういうのが起きたというのがショックなのです。責任というか、親は学校にいれば安心というか、ある程度そ

ういう気持ちでいますよね。それが学校で、それも許可が必要なものでこういう負傷者が出たとなると、やはり親としてはすごく不安になることです。ですから、これは起こってはいけないことだと思うのですけれども、実際起きていますよね。

○金地火薬専門職　　確かにおっしゃるとおり、こういう事故が学校でという形でご覧になるのかなというのはあるのですが、逆にいうと、この事故、偶然消費がされたのが学校だったということで、例えば花火大会の中でこの煙火が消費されていれば、花火大会のお客さんのほうに飛んでいったかもしれないということも考えられるわけです。冒頭に余り安いものというお話もございましたけれども、実はこの通称小型煙火といわれているものは、国内では恐らく生産されていない。

煙火の生産の状況が、現在、比較的高い技術を要するものは国内での生産になっておりますけれども、打ち揚げる玉であっても比較的サイズの小さいものであるとか、玩具煙火であるとか、生産の拠点はほとんど中国に移っています。実は中国が世界的な生産の現場になっておりまして、ヨーロッパ市場、アメリカの市場、ほとんど中国製の花火になっているというのが今の状況のようでございます。日本に入ってくるものに関しては、日本の花火の輸入に携わっておられる方が直接工場まで足を運ばれて、きちんと技術指導をされながら作ったものを輸入しておられるのがほとんどだと伺っております。

それから、中国製の輸入煙火の組合もございまして、そちらでも、例えば小型煙火はどのような玉が中に入っているのですというのを表示していきましようということで、今いろいろ努力をしてくださっているところでもございますし、いかに安全に使っていくのかということに関しましては、携わっておられる皆様方のご協力をいただきながら、現状が危険だということではないのですが、より安全な方向に、消費していただく際の適切な情報を伝えられるような形で、かつ消費の現場でも適切に使っていただけるようにということで関係者の方が努力されているという状況でございます。

大きな流れとしてはそういう方向に動いておりますので、この案件、確かに目立つ案件になってしまいましたけれども、業界の中では努力してくださっている。我々からもこんなことはできませんかと、実はさっきの表示の話などもこちらからお願いして実現につながっていただいているという話でございますけれども、そんな形でやらせていただいているという状況でございます。

○飯田委員　　私から少しだけ意見を。安いものを買ってはだめかというお話ですけども、おもちゃ花火は安いものでも大丈夫です。というのは、煙火協会が全種類、安全審査

をやっています。煙火協会のSFマークがついているものであれば大丈夫なはずです。

○古川委員　うちも子供が小さいとき、こんな箱にいっぱい、花火をばんばんやったのですけれども、そのときは事故など一切考えないで、とても楽しかったのです。だから、こういう事故はあってはならない。

○飯田委員　こういう許可が要るような花火は安いと危ないものがあるようです。ですから、多分学校が花火大会を開くというので業者さんに頼まれると思うのですけれども、随意契約できないものですから、今は入札でやられるわけです。入札でやると一番安いところになります。安くしようと思うと、粗悪な製品をいっぱい持ってくる可能性が高くなります。ということだと私は思っています。

○小勝委員　せっかくだから、もうちょっとよろしいでしょうか。今のお話、協会の対応ということになるのですが、ちょうど今、いわゆる小型煙火と称されるものがこのところで件数が幾つか出てまいりましたので、いわゆる小型煙火の適正な消費については、通称オレンジ本と称しておりますが、煙火協会の消費のマニュアルというか教本がございます。その教本の中に、特に今までうたわれている以上に現在に即した形のを少し見直すと同時に、視聴覚のビデオ等も、実際の固定の仕方はこういうのがいいのではないのかとかというのを作ろうということをして来年度の計画には一応入れてございます。大変遅いのですけれども、そういう形で少しずつ対応しているという状況でございます。

○古川委員　広報をよろしく願います。

○小川委員長　どうもありがとうございます。他はございますか。では、どうもありがとうございました。

では、最後の議題、その他について事務局、何かございますか。

○宮地火薬類保安対策官　特にございませんので、本日ご議論いただきました内容を踏まえて、今後必要な手続を進めてまいりたいと思います。

○小川委員長　どうもありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の第1回火薬小委員会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところ熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

——了——